

平成 22 年 2 月 18 日

各 位

福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目 3 番 9 号
株式会社ワールドインテック
代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉
(コード番号：2429)
問い合わせ先 取締役経営マネジメント本部長
氏名 菅野 利彦
電話 093-533-0540

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 3 月 19 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 事業目的の追加

将来の事業展開を勘案して事業目的を追加し、併せて項数の変更を行うものであります。

(2) 単元未満株主の権利制限

単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第 7 条として新設するものであります。

(3) 役付取締役の変更、株主総会・取締役会の招集者及び議長の変更

経営責任と事業責任を明確に分けることを目的として変更を行うものであります。

(4) 取締役の責任免除、監査役の責任免除

取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、また、社外取締役及び監査役として、見識、経験とも豊富な有能な人材を招聘できるように、その責任を法令で定める額に免除ないし限定することができる旨の規定として第 29 条並びに第 38 条を新設するものであります。

なお、変更案第 29 条につきましては監査役全員の同意を得ております。

(5) その他必要な規定及び文言の加除修正、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 22 年 3 月 19 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 3 月 19 日 (金)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 (総則)</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～18 (記載省略) (新設) (新設)</p> <p>19 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第6条 (記載省略) (新設)</p> <p>第7条～第8条 (記載省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <p>2 前項の場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者、もしくは同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者または端株主とする。</p> <p>第10条 (記載省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第12条～第18条 (記載省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 当社は取締役会の決議により、取締役の中より、社長1名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 (総則)</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1～18 (現行どおり)</p> <p>19 生命保険代理店業</p> <p>20 金銭の貸付、ファクタリング、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業</p> <p>21 (現行どおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として<u>することができる。</u></p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 当社は取締役会の決議により、取締役の中より、会長1名および社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(代表取締役) <u>第 20 条</u> 社長は、当会社を代表する。 2 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) <u>第 21 条</u> 取締役会は、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>第 22 条～第 27 条</u> (記載省略) (新 設)</p> <p><u>第 28 条～第 35 条</u> (記載省略) (新 設)</p> <p><u>第 36 条～第 42 条</u> (記載省略)</p> | <p>(代表取締役) <u>第 21 条</u> 会長および社長は、当会社を代表する。 2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) <u>第 22 条</u> 取締役会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>第 23 条～第 28 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 29 条</u> 当会社は取締役会の決議によって、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 <u>当会社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第 30 条～第 37 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第 38 条</u> 当会社は取締役会の決議によって、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 <u>当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第 39 条～第 45 条</u> (現行どおり)</p> |
|--|---|

以 上